

下妻市LINE公式アカウント運用ポリシー

(趣旨)

第1条 この運用ポリシーは、下妻市LINE公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公式アカウント)

第2条 公式アカウントは、LINE公式アカウントのサービスを利用し、本市の区域内外のLINE利用者に本市の情報を配信するSNSコンテンツとする。

2 公式アカウントのプレミアムIDは、「@shimotsuma_ibaraki」とする。

3 公式アカウントの運用及び一般公開は、プレミアムIDにより行う。

(運用体制)

第3条 公式アカウントの運用は、広報担当主管課長を運用管理者とし、広報担当者を運用担当者として行う。

2 運用担当者は、各課等と情報共有及び連携を図りながら、公式アカウントに本市の情報を投稿するものとする。

3 前項に規定する投稿は、下妻市の休日を定める条例（平成元年下妻市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行う。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

(配信する情報)

第4条 公式アカウントにより配信する情報は、本市からのお知らせ、観光・イベントその他本市のPRとなる情報、災害情報等とする。

2 配信した情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合は、訂正メッセージであることを明記し、修正の上、再配信するものとする。

(要望・意見等への対応)

第5条 公式アカウントに対して投稿された市に対する要望・意見等については、応答及び対応をしないものとする。

(禁止事項)

第6条 運用管理者は、公式アカウントに対して次の各号のいずれかに該当する内容を含む投稿を行った利用者の投稿内容をコンテンツから削除し、又は利用者登録を公式アカウントから削除するものとする。

(1) 公序良俗に反する内容

- (2) 第三者のプライバシーについて当該者の同意なく侵害する内容
 - (3) 違法又は反社会的な内容
 - (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類似する内容
 - (5) 本市又は第三者に不利益及び損害を与え、又は与えるおそれのある内容
 - (6) 本市又は第三者を差別し、誹謗中傷し、侮辱し、又は名誉を毀損する内容
 - (7) 本市又は第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容
 - (8) 特定の商品、店舗、法人等を宣伝等の商業目的により広報する内容
 - (9) LINE 利用規約又はLINE 公式アカウント利用規約に違反する内容
 - (10) 前各号のいずれかに該当する内容を推奨し、又は助長する内容
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が不相当と認める内容
- (免責事項)

第7条 公式アカウントの利用者は、次に掲げる事項について承諾したものとみなす。

- (1) 市は、公式アカウントにおける情報提供等ユーザーに提供するサービスについて、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しないものとする。
- (2) 市は、利用者に対して、前号の瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負わないものとする。
- (3) 市は、公式アカウントに掲載する情報について、正確な内容となるよう努めるものとする。
- (4) 市は、利用者が公式アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、一切の責任を負わないものとする、
- (5) 市は、利用者及び第三者により投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について一切の責任を負わないものとする。
- (6) 市は、公式アカウントに関連して、利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとする。
- (7) 市は、LINE 株式会社のシステム運用状況に関しては一切回答しないものとする。また、LINE 株式会社及び第三者から提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問等に関して、一切回答する義務を負わないものとする。

(8) 市は、前各号に掲げるものの他、公式アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(9) 市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用の中止をすることができる。

(配信する情報の著作権)

第8条 公式アカウントにより配信する情報の著作権は、本市又は本市以外の原著作権者に帰属するものとする。

(個人情報)

第9条 市は、公式アカウントに係り利用者から収集した個人情報については、下妻市個人情報保護条例（平成16年下妻市条例第24号）に基づき利用及び管理するものとする。

(補則)

第10条 この運用ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

付 則

この運用ポリシーは、令和2年12月7日から施行する。